

第24期第29回農業委員会総会

◇日時 令和4年11月14日(月)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 10番 木野 篤志 11番 宮崎 邦康

◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)
報告第3号 農地法第18条の規定による通知について

議 長 それでは、只今から、第29回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
10番 木野委員 11番 宮崎委員 を指名します。

議 長 これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について (1件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (1件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (4件)
報告第3号 農地法第18条の規定による通知について (1件)

議 長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を
次の通り提出する 令和4年11月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部
英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積578㎡
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積459㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑
面積16㎡ 面積合計1,053㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営
を行っている期間 令和元年10月1日から令和4年10月31日まで 備考 平成13
年10月15日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

総会資料3ページになります。■■■■の■■■■の圃場で、■■■■の■■■■
■が借りることになります。総会資料4ページになります。都市農地における耕作の事業内容といたしましては、当圃場で生産した農作物の5割以上を昭島市内で販売いたします。所有者の事業といたしましては、周辺環境との調和をはかるために農地の見回り及び周辺住民からの相談対応を行います。その他、本生産緑地に付随する事項への助言・協力・指導などを行います。こちらは、田んぼだったところを畑として利用するため、作付けのアドバイス等を行うということでございます。以上の作業に、貸付人とそのご家族が年間15日以上従事いたします。申請者は、年間150日従事する予定です。申請者の作付面積は、所有が1,897㎡と借入が2,935㎡で合計4,830㎡となります。申請者の所有する大農機具につきましては、トラクター、耕耘機、シーダー、軽トラ、マルチ敷き、チップパーが各1台。草刈り機が2台でございます。トラクターに関しましては、当圃場では貸付人の所有するトラクターを借りて耕耘する予定です。作業に従事する者といたしましては、申請者1名。農作業歴は、20年となります。申請者の自宅から圃場までは、約400mとなります。今回借り入れるにあたり、周辺地域との関係、栽培する品種の選定、農作業時間など周辺住民への影響を考慮していきます。以上でございます。

議長 続きます、当該農地の貸借の内容について説明願います。
地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明いたします。

番号1 貸付人、借受人、土地の所在等につきましては総会資料3ページに記載のとおりです。また、土地の案内図及び公図の写し等は総会資料5ページのとおりです。契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和4年11月7日 立会いは、申請者、会長、職代、A班と私と事務局です。土地の案内につきましては、■■■■から■■■■を■■■■に進み、■■■■の30m先を左斜めに侵入し、約165m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、トラクターで耕耘してありましたが、畑東側の一部に貸付人栽培のサトイモが1作、長さにして約10間植えられていました。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、年間を通して、小松菜、ハウレン草、水菜等の葉菜類及びサトイモ等の根菜類を作付け予定です。また、主な出荷先は、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■です。指摘事項は、特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積298㎡ 届出人 ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■ ■ 転用目的 自用住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。案内図は7ページのとおりです。調査年月日は、令和4年11月7日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■■へ30m直進し、左折して460m直進した左側の土地です。農地の状況ですが、戸建て住宅が2棟建っており、北側は平屋建て、南側は2階建ての住宅でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、道路。北は、アパートです。転用に関する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積470㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■
転用目的 所有権移転 分譲住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料10ページを参照してください。調査年月日は、令和4年11月10日 土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より西へ約180m進み■■■■■を左折し、■■■■■へ約300m進み路地を左折し、西へ約150m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成工事が施工され、整地されていました。周囲の状況ですが、東は、道路と住宅。南は、畑。西は、畑。北は、道路です。転用事業に関する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積3.45㎡ 譲受

人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
転用目的 所有権移転 駐車場

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料11ページを参照してください。調査年月日は、令和4年11月10日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■の■■■■■を■■■■■から南方向に約160m進み、■■■■■を左折し、東方向に約60m進んだ道路北側の土地です。農地の状況ですが、北側にある駐車場の入り口になっていました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、住宅。北は、駐車場です。転用の関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積12㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
転用目的 所有権移転 宅地敷の一部

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料12ページを参照してください。調査年月日は、令和4年11月10日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■の■■■■■を■■■■■から南方向に約160m進み、■■■■■を左折し、東方向に約50m進んだ道路北側の土地です。農地の状況ですが、住宅の庭でした。周囲の状況ですが、東は、駐車場。南は、道路。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況公衆用道路 面積19㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■ 持ち分■■■■■■■■ 転用目的 所有権移転 公衆用道路

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。案内図と公図は総会資料13ページを参照してください。調査年月日は、令和4年11月7日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の建物から東へ69m進み、■■■■■■■■を北へ渡り、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の横を北へ116m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、砂利で舗装されていました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、住宅です。転用に関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号1 農地法第18条の規定による通知について、上程いたします。

総会資料 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
番号1 所在 ■■■■■■ 地番■■■■■■ 登記簿畑 現況一部畑一部雑種地外
面積634㎡ 賃借人 ■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■ 賃貸人 ■■■■■■ ■■■■■■
内容 令和4年10月1日 合意解約

議長 事務局より補足説明願います。

事務局 はい、事務局。
報告第3号 農地法第18条の規定による通知についてでございます。
こちらは■■■■■■の所有で、■■■■■■が使用していた農地になります。今年の7月に提出されました農地法第18条第1項の許可申請でございますが、双方聞き取り調査まで行いましたが改めて話し合いをする機会がございまして、9月16日に取下願が提出され、10月19日に合意解約となる農地法18条6項の通知書が提出されました。
以上でございます。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第18条の規定による通知については、報告どおり了承願います。

議長 それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議長

委員

委員